

## Liechtenstein

### Standards for slaughter of cattle and processing of beef and beef offal eligible for export to Japan

### *Export Verification Program*

This Export Verification Program (EVP) provides the specified products processing requirements and requirements for facilities for the export of beef and beef offal to Japan from Liechtenstein. This EVP comes in addition to the Swiss regulations, in force in Liechtenstein based on the Customs Union Treaty Liechtenstein-Switzerland, but might include some relevant domestic requirements. The Food and Veterinary Office (FVO) is the competent authority overseeing the implementation of the EVP in Liechtenstein.

### **1 Purpose**

This EVP describes the standards that slaughterhouses and processing facilities shall meet in producing beef and beef offal for export to Japan in order to meet the following objectives:

- Ensure removal from cattle carcasses of all tissues ineligible for export to Japan;
- Prevent cross contamination of eligible beef and beef offal for export to Japan from ineligible tissues during slaughter and/or processing;
- Ensure only cattle from 30 months of age or less are prepared and certified for export to Japan;
- Enable verification of compliance with Japan import condition relating to Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE), in addition to Liechtenstein domestic requirements.

### **2 Scope**

This EVP applies to Liechtenstein facilities producing beef and beef offal for export to Japan from Liechtenstein. The facilities shall meet the specified processing requirements and requirements for facilities for beef and beef offal for export to Japan from Liechtenstein. These facilities shall be designated and listed by the FVO by agreement with the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW).

### **3 Identification and traceability records**

- 3.1 Live cattle shall be domesticated bovine animals (*Bos taurus* or *Bos indicus*) born and raised in Liechtenstein or imported into Liechtenstein from countries eligible for export beef and beef offal to Japan.
- 3.2 Live cattle shall be individually identified.
- 3.3 Live cattle shall be sent to slaughterhouses with individual documents recording the exact date of birth and identification information of each animal.
- 3.4 All carcasses complying with point 4.1 shall be clearly identified through records in the 100% traceable animal movement database (AMD).
- 3.5 An identification mark allowing the verification that the beef and beef offal for export to Japan complies with point 4.1 is applied on the product at each level of processing.
- 3.6 Records and identification information through the process shall be sufficient to trace:
  - 3.6.1 Beef and beef offal for export to Japan to carcasses;
  - 3.6.2 Individual carcasses to individual animal;
  - 3.6.3 Individual animal to farm records.

### **4 Specified Products Requirements**

- 4.1 Beef and beef offal for export to Japan shall be derived from cattle that are 30 months of age or less at the time of slaughter.
- 4.2 Beef and beef offal for export to Japan shall be exclusively meat, offal and their products, which the MHLW and FVO recognize as eligible for export to Japan.
- 4.3 Beef and beef offal for export to Japan shall not include any Specified Risk Material (SRM) as defined by the enforced Japanese regulation, that is to say beef and beef offal for export to Japan shall not include any of the following tissues:
  - 4.3.1 Tonsils from all cattle;
  - 4.3.2 Distal ileum (two meters from connection to caecum) from all cattle;
  - 4.3.3 Spinal cord from cattle over 30 months of age;
  - 4.3.4 Head (except for hygienically removed tongues, cheek meat and hide) from cattle over 30 months of age;

4.3.5 Vertebral column (excluding vertebrae of the tail, the spinous and transverse processes of the cervical, lumbar and thoracic vertebrae, the median sacral crest and wings of the sacrum) from cattle over 30 months of age.

4.4 Beef and beef offal for export to Japan, and the carcasses and cattle from which they are derived should be traceable to production records.

## **5 Processing requirements**

5.1 Beef and beef offal for export to Japan shall be processed using procedures ensuring compliance with point 4 and integrated into the facility HACCP/SSOP.

5.2 Verification activities for age requirements as described above in point 4.1 must be conducted at the slaughter and processing levels.

5.3 Beef and beef offal for export to Japan shall be processed in a manner to ensure the hygienic removal of the SRM as described above in point 4.3. and to prevent any cross-contamination by these SRM.

5.4 The facility HACCP/SSOP shall include internal verification activities that allow to control the specified requirements of this EVP are effectively implemented and met.

## **6 Designated facilities for export to Japan**

6.1 The designated facilities for export of beef and beef offal to Japan from Liechtenstein shall be facilities (slaughterhouses, cutting plants, processing plants and cold stores) approved by the competent Liechtenstein authority following an on-site inspection. The approval of the designated facilities is under the responsibility of the FVO in accordance with the MHLW.

6.2 The designated facilities shall meet the specified products and processing requirements for beef and beef offal for export to Japan from Liechtenstein.

6.3 The designated facilities for export to Japan shall be listed by the FVO; the FVO shall provide to the MHLW an official listing of the designated facilities for export beef and beef offal to Japan. The FVO will continuously inform the MHLW of any amendments or changes in the list of designated facilities.

6.4 The designated facilities for export beef and beef offal to Japan from Liechtenstein are responsible for the compliance with all requirements outlined in this procedure and the Liechtenstein regulations.

6.5 All necessary information to verify the enforcement of the EVP by the designated facilities shall be available to the FVO for review.

## **7 Export certificate**

- 7.1 Beef and beef offal for export to Japan shall be accompanied by an export certificate authorized and validated under the responsibility of the FVO and issued by the FVO when exported to Japan.
- 7.2 The export certificate shall include the information as required by the Food Sanitation Act of Japan.
- 7.3 The export certificate shall mention the following statement: “The beef and beef offal meet the EVP requirements”.

## **8 Audit and import inspection of the MHLW**

- 8.1 The MHLW may conduct on-site audits of the Liechtenstein inspection system including visit of the FVO, designated facilities that export beef and beef offal to Japan and relevant facilities.
- 8.2 If non-compliance with these standards is found as a result of the audit or the import inspection of the MHLW, the FVO shall take appropriate measures including corrective and/or preventive action.

**These requirements for beef and beef offal for export to Japan from Liechtenstein will go into effect on July 5<sup>th</sup>, 2016.**

日本向けに輸出可能な牛のと畜並びに牛肉及び牛内臓肉の加工の基準：

## 輸出証明プログラム

この輸出証明プログラム（EVP）は、リヒテンシュタインから日本向けに輸出される牛肉及び牛内臓肉の指定された製品の加工条件及び施設の条件を規定する。本文書には、更に、リヒテンシュタインースイスの関税同盟条約に基づきリヒテンシュタインに適用されるスイスの規則が加えられるが、関連する国内条件も含まれることがある。なお、リヒテンシュタイン食品獣医局（FVO）がリヒテンシュタインにおけるEVP実施の監督権限を有している。

### 1 目的

本文書は、次の目的を達成するために日本向けに輸出する牛肉及び牛内臓肉の生産において、と畜場及び加工施設が満たすべき基準を記載する。

- 日本に輸出できない全ての組織が、枝肉から除去されるようにする
- と畜及び/又は加工処理中、日本に輸出できる牛肉及び牛内臓肉が輸出できない組織により二次汚染されることを防ぐ
- 30か月齢以下の牛のみが日本向け輸出のために処理され、また、保証されることを確保する
- リヒテンシュタインの条件に加えて、牛海綿状脳症（BSE）に関する日本の輸入条件に遵守していることの証明を可能とする

### 2 範囲

本文書は、リヒテンシュタインから日本向けに輸出される牛肉及び牛内臓肉を生産するリヒテンシュタインの施設に適用する。その施設は、リヒテンシュタインから日本に輸出される牛肉及び牛内臓肉の指定された製品の加工条件及び施設の条件を満たさなければならない。これらの施設は、日本の厚生労働省との合意により、FVOによって指定され、リスト化されなければならない。

### 3 個体識別とトレーサビリティ記録

- 3.1 牛生体は、家畜化された牛科の動物（*Bos taurus* 又は *Bos indicus*）であり、リヒテンシュタインで生まれ飼養されたもの、若しくは日本への牛肉及び牛内臓肉の輸出が認められている国からリヒテンシュタインへ輸入されたものでなければならない。
- 3.2 牛生体は、個別に特定されていなければならない。
- 3.3 牛生体は正確な出生日と各個体の識別情報を記録している個々の文書が添付され、と畜場に搬送されなければならない。

- 3.4 4.1を遵守した全ての枝肉は、100%追跡可能なデータベース（animal movement database: AMD）の記録により明確に特定されなければならない。
- 3.5 4.1に遵守する日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉であることを明確にする個体識別マークは、各加工段階における製品に適用される。
- 3.6 工程における記録及び個体識別情報は以下のことを追跡するのに十分であること：
  - 3.6.1 日本への輸出牛肉及び牛内臓肉から枝肉；
  - 3.6.2 個別の枝肉から個別の動物；
  - 3.6.3 個別の動物から農場記録；

## 4 特定の製品条件

- 4.1 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は、と畜時点で30か月齢以下の牛由来でなければならない。
- 4.2 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は、厚生労働省とFVOが日本への輸出が可能として認めた肉、内臓肉及びそれらの製品でなければならない。
- 4.3 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は日本の規則により定義されるどの特定危険部位（SRM）も含んではならない。したがって、日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉には、以下の組織を含んではならない：
  - 4.3.1 全ての牛の扁桃
  - 4.3.2 全ての牛の回腸遠位部（盲腸との接合部から2メートル）
  - 4.3.3 30か月齢超の脊髄
  - 4.3.4 30か月齢超の牛の頭部（衛生的に取り除かれた舌、頬肉及び皮を除く）
  - 4.3.5 30か月齢超の牛の脊柱（頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く）
- 4.4 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉並びにそれらが由来する枝肉及び牛は、生産記録まで追跡可能であるべきである。

## 5 加工条件

- 5.1 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は、4の遵守が確保された施設のHACCP/SSOPによる手順で加工されなければならない。
- 5.2 前述の4.1中に記載されている月齢条件の確認作業は、と畜及び加工段階において実行されなければならない。
- 5.3 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の加工は、前述の4.3中に記載されているように確実にSRMが衛生的に除去される方法でなければならない。また、SRMによるいかなる二次汚染も防がなければならない。
- 5.4 施設のHACCP/SSOPに内部監査を含め、本文書の特定の条件が効果的に実行され、適合しているかを管理できるようにしなければならない。

## 6 日本向け輸出施設の指定

- 6.1 リヒテンシュタインから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設は、現地調査の後、リヒテンシュタイン管轄官庁による認可を得た施設（と畜場、カット施設、加工施設、冷蔵施設）でなければならない。指定施設の認可は厚生労働省との合意によるFVOの責任の下にある。
- 6.2 指定施設はリヒテンシュタインから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉として指定された製品及び加工条件に適合していなければならない。
- 6.3 日本向け輸出の指定施設はFVOによりリスト化され、FVOは公式な日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設リストを、厚生労働省へ提供しなければならない。また、FVOは指定施設のリストの修正や変更に係る情報を、厚生労働省に随時提供することとする。
- 6.4 リヒテンシュタインから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設は、本手順に示す全ての条件並びにリヒテンシュタインの規制を遵守しなければならない。
- 6.5 指定施設における本文書の執行状況を確認するために必要な全ての情報は、FVOの審査のために提供されなければならない。

## 7 輸出証明書

- 7.1 日本への輸出牛肉及び牛内臓肉にはFVOの責任の下に認可されFVOが発行する輸出証明書が添付されなければならない。
- 7.2 輸出証明書は日本の食品衛生法に規定される必要な情報を含まなければならない。
- 7.3 輸出証明書は次の文を含まなければならない：「この牛肉及び牛内臓肉はEVPの条件を満たす。」

## 8 厚生労働省による現地査察及び輸入検査

- 8.1 厚生労働省は、FVO、日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設及び関連施設を含む、リヒテンシュタインの監視システムの現地査察を実施することができる。
- 8.2 厚生労働省による現地査察又は輸入検査の結果、これらの基準が遵守されていないことが判明した場合は、FVOは改善及び/又は防止措置を含む適切な対応をとらなければならない。

リヒテンシュタインから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉に係るこれらの条件は、2016年7月5日から適用される。

日本向けに輸出可能な牛のと畜並びに牛肉及び牛内臓肉の加工の基準：

## 輸出証明プログラム

この輸出証明プログラム（EVP）は、リヒテンシュタインから日本向けに輸出される牛肉及び牛内臓肉の指定された製品の加工条件及び施設の条件を規定する。本文書には、更に、リヒテンシュタインースイスの関税同盟条約に基づきリヒテンシュタインに適用されるスイスの規則が加えられるが、関連する国内条件も含まれることがある。なお、リヒテンシュタイン食品獣医局（FVO）がリヒテンシュタインにおけるEVP実施の監督権限を有している。

### 1 目的

本文書は、次の目的を達成するために日本向けに輸出する牛肉及び牛内臓肉の生産において、と畜場及び加工施設が満たすべき基準を記載する。

- 日本に輸出できない全ての組織が、枝肉から除去されるようにする
- と畜及び/又は加工処理中、日本に輸出できる牛肉及び牛内臓肉が輸出できない組織により二次汚染されることを防ぐ
- 30か月齢以下の牛のみが日本向け輸出のために処理され、また、保証されることを確保する
- リヒテンシュタインの条件に加えて、牛海綿状脳症（BSE）に関する日本の輸入条件に遵守していることの証明を可能とする

### 2 範囲

本文書は、リヒテンシュタインから日本向けに輸出される牛肉及び牛内臓肉を生産するリヒテンシュタインの施設に適用する。その施設は、リヒテンシュタインから日本に輸出される牛肉及び牛内臓肉の指定された製品の加工条件及び施設の条件を満たさなければならない。これらの施設は、日本の厚生労働省との合意により、FVOによって指定され、リスト化されなければならない。

### 3 個体識別とトレーサビリティ記録

- 3.1 牛生体は、家畜化された牛科の動物（*Bos taurus* 又は *Bos indicus*）であり、リヒテンシュタインで生まれ飼養されたもの、若しくは日本への牛肉及び牛内臓肉の輸出が認められている国からリヒテンシュタインへ輸入されたものでなければならない。
- 3.2 牛生体は、個別に特定されていなければならない。
- 3.3 牛生体は正確な出生日と各個体の識別情報を記録している個々の文書が添付され、と畜場に搬送されなければならない。



- 3.4 4.1を遵守した全ての枝肉は、100%追跡可能なデータベース（animal movement database: AMD）の記録により明確に特定されなければならない。
- 3.5 4.1に遵守する日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉であることを明確にする個体識別マークは、各加工段階における製品に適用される。
- 3.6 工程における記録及び個体識別情報は以下のことを追跡するのに十分であること：
  - 3.6.1 日本への輸出牛肉及び牛内臓肉から枝肉；
  - 3.6.2 個別の枝肉から個別の動物；
  - 3.6.3 個別の動物から農場記録；

## 4 特定の製品条件

- 4.1 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は、と畜時点で30か月齢以下の牛由来でなければならない。
- 4.2 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は、厚生労働省とFVOが日本への輸出が可能として認めた肉、内臓肉及びそれらの製品でなければならない。
- 4.3 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は日本の規則により定義されるどの特定危険部位（SRM）も含んではならない。したがって、日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉には、以下の組織を含んではならない：
  - 4.3.1 全ての牛の扁桃
  - 4.3.2 全ての牛の回腸遠位部（盲腸との接合部から2メートル）
  - 4.3.3 30か月齢超の脊髄
  - 4.3.4 30か月齢超の牛の頭部（衛生的に取り除かれた舌、頬肉及び皮を除く）
  - 4.3.5 30か月齢超の牛の脊柱（頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く）
- 4.4 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉並びにそれらが由来する枝肉及び牛は、生産記録まで追跡可能であるべきである。

## 5 加工条件

- 5.1 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉は、4の遵守が確保された施設のHACCP/SSOPによる手順で加工されなければならない。
- 5.2 前述の4.1中に記載されている月齢条件の確認作業は、と畜及び加工段階において実行されなければならない。
- 5.3 日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の加工は、前述の4.3中に記載されているように確実にSRMが衛生的に除去される方法でなければならない。また、SRMによるいかなる二次汚染も防がなければならない。
- 5.4 施設のHACCP/SSOPに内部監査を含め、本文書の特定の条件が効果的に実行され、適合しているかを管理できるようにしなければならない。

## 6 日本向け輸出施設の指定

- 6.1 リヒテンシュタインから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設は、現地調査の後、リヒテンシュタイン管轄官庁による認可を得た施設（と畜場、カット施設、加工施設、冷蔵施設）でなければならない。指定施設の認可は厚生労働省との合意によるFV0の責任の下にある。
- 6.2 指定施設はリヒテンシュタインから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉として指定された製品及び加工条件に適合していなければならない。
- 6.3 日本向け輸出の指定施設はFV0によりリスト化され、FV0は公式な日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設リストを、厚生労働省へ提供しなければならない。また、FV0は指定施設のリストの修正や変更に係る情報を、厚生労働省に随時提供することとする。
- 6.4 リヒテンシュタインから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設は、本手順に示す全ての条件並びにリヒテンシュタインの規制を遵守しなければならない。
- 6.5 指定施設における本文書の執行状況を確認するために必要な全ての情報は、FV0の審査のために提供されなければならない。

## 7 輸出証明書

- 7.1 日本への輸出牛肉及び牛内臓肉にはFV0の責任の下に認可されFV0が発行する輸出証明書が添付されなければならない。
- 7.2 輸出証明書は日本の食品衛生法に規定される必要な情報を含まなければならない。
- 7.3 輸出証明書は次の文を含まなければならない：「この牛肉及び牛内臓肉はEVPの条件を満たす。」

## 8 厚生労働省による現地査察及び輸入検査

- 8.1 厚生労働省は、FV0、日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉の指定施設及び関連施設を含む、リヒテンシュタインの監視システムの現地査察を実施することができる。
- 8.2 厚生労働省による現地査察又は輸入検査の結果、これらの基準が遵守されていないことが判明した場合は、FV0は改善及び/又は防止措置を含む適切な対応をとらなければならない。

リヒテンシュタインから日本向け輸出牛肉及び牛内臓肉に係るこれらの条件は、2016年7月5日から適用される。